
平成 27 年度滋賀県産業安全の日に際して行う 滋賀労働局長安全パトロールを実施しました

滋賀労働局労働基準部健康安全課

平成 27 年度滋賀県産業安全の日（11 月 15 日）に際して、11 月 16 日（月）午後 1 時から、

ダイハツ工業株式会社 滋賀（竜王）工場（滋賀県蒲生郡竜王町）において、滋賀労働局、東近江労働基準監督署の合同による安全パトロールを実施しました。

平成 27 年、県内では、機械に巻き込まれて死亡したり、フォークリフトに激突された死亡災害などが発生しているほか、死亡に至らなくとも、機械に巻き込まれて腕を切断するなどの重篤な労働災害が発生しています。

ダイハツ工業株式会社では、

- ・異常が発生した機械設備の調整作業などを行う場合に、必ず機械設備の運転を停止させることを徹底するため、まず「異常」の定義を明確化して教育し、異常の見える化に取り組むとともに、異常そのものが発生しないようにするため「異常ゼロ活動」を実施
- ・フォークリフトによる災害防止のため、歩車分離の実施、さらにはフォークリフトレス化（ラインの見直し、コンベヤーの導入等によりフォークリフト走行距離を減少→フォークリフトの減車へ）の取り組みなど、優れた取り組みが行われていました。

皆様方の事業場におかれましても、安全衛生管理を再度確認の上、無災害で明るい年末年始を迎えていただきますよう、よろしく願いいたします。

参 考 写 真

